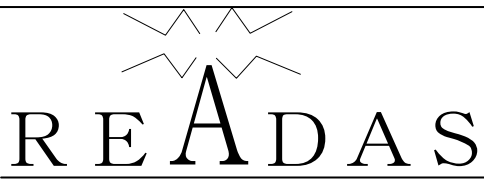


第 4484 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月16日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 住宅取得等資金の贈与

**Q**：住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の取扱いが改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

今年度の税制改正では、直系尊属から住宅取得等資金を受けた場合の贈与税の非課税措置の取扱いが、次のように拡充されたうえ、3年間期限が延長されています。

①住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用の家屋である場合

イ．平成24年中に贈与を受けた場合

1,500万円

ロ．平成25年中に贈与を受けた場合

1,200万円

ハ．平成26年中に贈与を受けた場合

1,000万円

②住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋が上記①の住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合

イ．平成24年中に贈与を受けた場合

1,000万円

ロ．平成25年中に贈与を受けた場合

700万円

ハ．平成26年中に贈与を受けた場合

500万円

